

刑事施設における規律及び秩序の維持がもたらす影響についての考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-08-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 内山, 博之 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24890

刑事施設における規律及び秩序の維持がもたらす影響についての考察

博士後期課程3年 内山博之

人間情報学研究科

1 はじめに

刑事施設において、規律・秩序を適正に維持することは、管理運営の中心をなし、処遇の前提となる重要な作用とされ、最も基本的なことであると同時に、最も重要な業務の一つと考えられている。規律及び秩序の維持が目的とするのは、被収容者の収容を確保し、並びに被収容者の処遇のための適切な環境及び安全かつ平穏な共同生活を維持することである（法務省研修所、2016）。これは、被収容者の改善更生に向けた前向きな姿勢を保つといった刑事施設に要請されている行政目的を達成するための前提として考えられており、そのため、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では、規律及び秩序を害する行為に対して、それを直ちに制止等する措置や、将来に向けて間接的に防止する懲罰制度が定め、その適切な運用も重要視されている（口弘、2014）。このように、実務上において、規律及び秩序の維持に向けられる関心はかなり大きい。我が国において研究のテーマとして注目されることは少ない。こうしたことから、本研究では、規律及び秩序の維持について、それを害する行為、すなわち規律違反行為の抑制に焦点を当て、それを研究することでもたらされる影響について我が国の実情に照らし合わせて検討・考察する。

2 規律違反行為の抑制がもたらす影響

(1) 施設の管理・運営

海外、特にアメリカにおいて、2000年代に入って以降、規律違反行為の抑制を

目的とした研究が増加している（Gendreau & Keyes, 2001; Morgan & Flora, 2002 など）。背景には、刑事施設の収容人の増加に伴い、規律違反行為も増えており、その対応に追われて施設管理・運営が困難になったことがあり、規律違反行為を減らすことができれば、職員の負担を軽減でき、費用対効果も上がるといった実務上の利点が得られることが研究を促進している（French & Gendreau, 2006）。法務省(2021)によれば、日本においても平成5年から刑務所の収容人員が増加し続け、平成18年に昭和31年以降最多となる8万1,255人を記録しており、刑務所の過剰収容が問題となった。この時期は、実務家を中心に、規律違反行為の抑制に焦点を当てた研究が行われていた（齋藤, 1999; 江原, 2001）。が、翌年以降収容人員は減少に転じると、そうした研究は減り、ピーク時と比べて約半数の4万2,524人となった令和2年については、犯罪心理学会で規律違反行為に注目した研究発表はほとんど見なくなっている。もちろん、収容人員が減っても、職員の負担軽減や費用対効果の問題がすべて解消されたわけではない。むしろ最近ではワークライフバランスの実現といった新たな観点から業務の効率化が一層重要視される傾向にあり、職場環境全般の見直しが進められている。すなわち、規律違反行為にまつわる一連の業務は、以前のように、実務全体を圧迫するほどの大きな割合を占めるものではなく、様々な業務の中の一つと位置

付けられるようになっており、実務家の中心的な関心事ではなくなったものと考えられる。

(2) 再犯との直接的な関連性

刑務所での規律違反行為が再犯に直接影響を与えるかどうか注目し、研究が行われてきた経緯がある。そこでは一貫した結果は得られておらず、それらに関連性はない（又は薄い）と論じている研究は少なくない（O' Leary & Glaser, 1972 など）。一方、Lattimore ら(1995)は、矯正施設に収容中、攻撃的な言動が多かった少年は、その後、暴力犯罪で再犯する可能性が高いことを、French & Gendreau (2006)は、矯正プログラムのメタ分析によって刑務所での違反行為を減らす介入は再犯も減らすことをそれぞれ示している。非行・犯罪のリスク・ニーズ要因については、Bonta & Andrews(2017)が、①犯罪歴、②犯罪指向的態度、③犯罪指向的交友、④反社会的パーソナリティ、⑤家族・夫婦、⑥学校・仕事、⑦物質乱用、⑧レジャー・レクリエーションといった8つの要因（セントラルエイト）を挙げている。刑務所における規律違反行為は、このうち①や②、④と関連する可能性がある。ただし、日本において規律違反行為と再犯の関連について取り上げた研究はなく、むしろ、実務上は、施設に順応しているように見える被収容者の態度や行動は、拘禁反応の一つであり、職員に従順で、規律違反行為を行わない反面、依存的で、自主性が希薄であり、釈放されても不適応状態に陥りやすく、再犯を犯しやすいとする見方もある（法務省矯正研修所, 1984）。

規律違反行為の抑制が再犯防止に直接結び付くといったエビデンスが十分得られているわけではないが、その影響が限定的だとしても、どのような被収容者に、

どのような処遇を行うことが規律違反行為の抑制につながるかを検証することは重要な課題と言える。

(3) 再犯防止に向けた矯正処遇の基盤作り

藤岡（2007, 2014）によれば、犯罪行動変化のための治療教育を効果的に進めるためには、「安心・安全な枠組み」が必要とされる。ここで言う「安心・安全な枠組み」とは、予測可能であることや、規則正しい日課に基づく生活リズムや信賞必罰が実行されていることなど、構造化された枠組みのことであり、公正で、予測可能で、努力が報われる実感のある状況を作ることが基本とされている。

齋藤(2009)は、非行・犯罪につながりやすい思考や認知、価値観を変容させるための働き掛けを「囚」とした場合、その基盤となる更生的雰囲気形成・維持は「地」であり、「囚」と「地」の両方を検討していく中で、効果的な教育の実現が図れるとしている。規律違反行為については、「地」の具体的な指標となるものであり、少年施設の場合、教育的な関わりを行う際の手掛かりとすることもあるが、刑事施設の場合、改善指導や就労支援からの離脱・除外をもたらすことにもなり（古根, 2014; 澤田, 2012）、再犯防止に向けた取組に大きな影響を与えることになりかねない。再犯防止に関しては、平成24年7月に犯罪対策閣僚会議にて「再犯防止に向けた総合対策」が策定され、対象者の特性に応じた指導及び支援の強化等が重点施策として挙げられた。それ以前から、刑事施設では、改善指導プログラムや就労支援、特別調整を初めてとする福祉の支援など、再犯防止に係る各種施策を充実させるための取組を進めてきた。再犯防止に向けた教育（「囚」）に注目が集まっている今だからこそ、被収容者集団の更生的雰囲気、その具体的

な指標としての規律違反行為について検討することが重要である。

3 まとめ

刑事施設における規律及び秩序の維持は、矯正の実務において基本(当たり前のこと)かつ重要な業務の一つに位置付けられてきたが、再犯防止に向けた取組を進められる中で、再犯との直接的な関連性や再犯防止に向けた矯正処遇の基盤作りといった多様な観点から論じられるべき重要な研究テーマである。Morgan & Flora (2002)によれば、規律違反行為の抑制には、行動療法や認知行動療法といった専門家による集団精神療法(プログラム)が効果的であるとされている。一方、実務において規律及び秩序の維持には、工場担当をはじめとする、処遇(保安)を行っている職員が重要な役割を果たしている。大学院における一連の研究では、規律及び秩序の維持を日常的に支えるこうした職員の処遇のあり方に焦点を当てて、同人らが再犯防止に果たす役割について検討することを大きな目的の一つとしている。

【引用文献】

- 江原俊郎(2001). 高率収容下における規律の維持について 九州矯正, 55, 27-35
- French, Sheila A., and Paul Gendreau. 2006. "Reducing Prison Misconducts: What Works!" *Criminal Justice and Behavior* 33:185-218.
- 古根俊之(2014). 府中刑務所における薬物依存離脱指導～実践の工夫を中心に～ 刑政, 123(3), 12-23
- 藤岡淳子(2007). 非行・犯罪の心理学 有斐閣ブックス
- 藤岡淳子(2014). 非行・犯罪心理臨床におけるグループの活用 誠信書房
- Gendreau, P., and Keyes, D. (2001). Making

prisons safer and more humane environments. *Canadian Journal of Criminology*, 43, 123-130.

- 法務省(2021). 令和3年版犯罪白書
- 法務省矯正研修所(編)(1984). 研修教材・矯正社会学 矯正協会
- 法務省矯正研修所(2016). 成人矯正法 財団法人矯正協会
- Bonta, J. and Andrews, D. A. (2017). *The psychology of criminal conduct* 86th ed). Taylor & Francis Group LLC. 原田隆之(2018). 犯罪行動の心理学 北大路書房
- Lattimore, Pamela K., Christy A. Visher, and Richard L. Linster. 1995. "Predicting Rearrest for Violence among Serious Youthful Offenders." *Journal of Research in Crime and Delinquency* 32:54-83
- O'Leary Vincent and Daniel Glaser(1972). "The Assessment of Risk in Parole Decision making." *The Future of Parole* .135-198
- Robert D. Morgan and David B. Flora(2002). *Group Psychotherapy With Incarcerated Offenders: A Research Synthesis. Group Dynamics: Theory, Research, and Practice* 6: 203-218
- 齋藤敏浩(1999). 所内で不適応を起こす受刑者の特徴について(1) 犯罪心理学研究, 37, 118-119
- 齋藤祐司(2009). 少年院における生活指導の実際 矯正協会(編) 少年院における矯正教育の現在 pp.24-35.
- 澤田好生(2012). 笠松刑務所における職業訓練の現状と課題 刑政, 121(2), 44-53
- 吉弘基成(2012). 懲罰について一刑事収容施設法セミナー 刑政, 123(10), 118-128